

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：32610

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06582

研究課題名(和文)大気汚染公害訴訟と地域再生 - 公害被害の社会過程分析と地域間比較分析 -

研究課題名(英文)An analysis of "Local Revival" in an air pollution lawsuit

研究代表者

江頭 説子(eto, setsuko)

杏林大学・その他部局等・特任講師

研究者番号：20757413

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：大気汚染公害訴訟において「地域再生」の視点を取り入れることは、和解金をもとに運動を継続させる主体を組織化することを可能にしたという点において、ある一定の意義がある。一方で、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れる必要がなかった地域においても、運動が再開されていることから、過去に公害被害と公害訴訟を経験したことが、住民運動としての公害反対運動に影響を及ぼすのではないかという仮説を導き出した。また、大気汚染公害問題と向き合い続けてきた公害患者運動から学ぶことは多く、その経験は生かされなければならない。経験から学び、教訓として活かす主体は、公害が発生した空間と時間を隔ててはいるが、私たちにある。

研究成果の概要(英文)：In the high economic growth period of the 1960s, air pollution occurred frequently due to rapid industrialization and regional development. This paper presents two case study of the Kurashiki pollution lawsuit, which involved people near the-Mizushima industrial complex in Okayama prefecture and Chiba-Kawatetsu pollution lawsuit, which involved people near the-Kawasaki Steel Corporation in Chiba prefecture. There are two main findings from the case study. First, experience of pollution opposition movement and pollution patient movement has an influence on today's local revival and environment revival. Second, there are many things to learn from pollution damage experience and pollution patient movement. Research to make use of that experience contributes not only to academic meaning to the realization of local revival and environment revival but also to social contribution as being useful for improving the daily living of pollution patients and people is there.

研究分野：地域社会学

キーワード：大気汚染公害 大気汚染公害訴訟 千葉川鉄公害訴訟 倉敷大気汚染公害訴訟 住民運動 公害反対運動 公害患者運動 地域間比較分析

1. 研究開始当初の背景

四大公害病のひとつである四日市ぜんそくによる公害被害者が提訴したのが1967年である。四日市公害訴訟は、日本で初めて起こされた大気汚染公害訴訟であり、被害者原告の全面勝訴となった。その判決は、国内外に大きな影響を与え、大気汚染等に対する本学的な対策(総量規制)や公害健康被害補償法の制定など、公害対策はある程度進展した。しかし、その後も都市部の大気汚染公害が改善されないこと、公害健康被害補償法の大気汚染公害指定地域が解除されることへの不安から、各地で裁判が起こされ、1990年代に入り順次、原告側の勝訴・和解としての結末を迎えた(表1)。

表1 日本における主要大気汚染公害訴訟一覧

	四日市	千葉	西淀川	川崎	倉敷	尼崎	名古屋	東京
提訴	1967.9	1975.5	1978.4	1982.3	1983.11	1988.12	1989.3	1996.5
和解	1972.7	1992.8	1995.3	1996.12	1996.12	1999.2	2001.8	2007.8
被告	電力・石油 など6社	川崎製鉄 1社	電力・鉄鋼 など10社	電力・鉄鋼 など13社	電力・鉄鋼 など9社	電力・鉄鋼 など9社	電力・鉄鋼 など11社	国・東京都 ・首都高速 道路公団 トヨタ・日産 など7社
公害の形態	産業公害	産業公害	複合型 都市公害	複合型 都市公害	産業公害	複合型 都市公害	複合型 都市公害	複合型 都市公害

資料をもとに申請者作成

一連の大気汚染公害訴訟の、訴訟において「地域再生」の視点を初めて取り入れたのは西淀川公害訴訟である。西淀川公害訴訟では、公害問題が健康障害だけでなく、生活環境の侵害、地域社会、文化の破壊・停滞とも関連していることを提示した宮本の理論(宮本1989[2007])の影響を受け、公害をなくして被害補償を実施することに加え、公害地域再生にむけたまちづくりの視点を運動の射程に収めるようになった。そして、被害者原告らは被害企業から得た解決金(和解金)の一部を地域のために供出し、「環境再生のまちづくりへ」と踏み出すこととなった(除本2013:8)。

2. 研究の目的

本研究の目的は、大気汚染公害訴訟(以下、訴訟)において「地域再生」の視点を取り入れたことが、地域にどのような影響を及ぼしてきたのかについて明らかにすることにある。そのために、産業公害という共通点を持ちながらも、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れなかった千葉川鉄公害訴訟と「地域再生」の視点を取り入れた倉敷大気汚染公害訴訟とそれぞれの被害地域を研究の対象として選定した。

3. 研究の方法

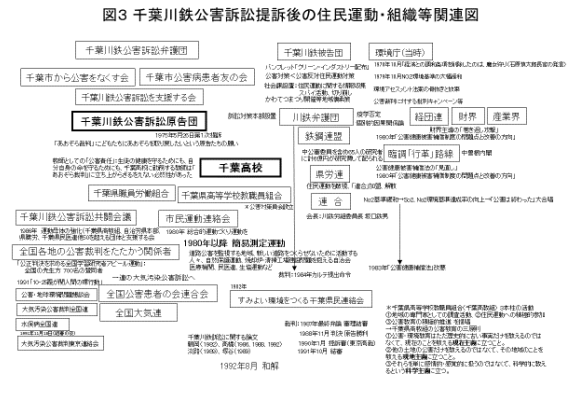
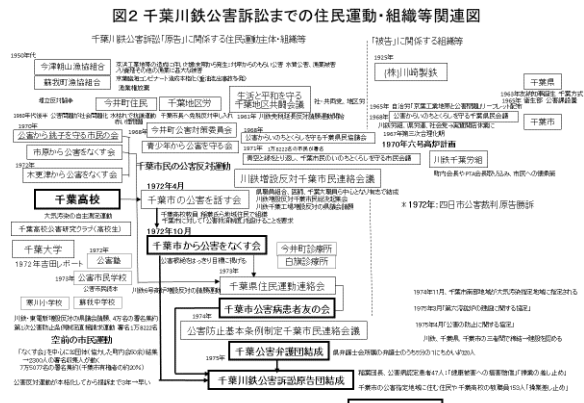
研究の方法は、千葉川鉄訴訟(1975~1992年)と倉敷大気汚染公害訴訟(1983~1996年)およびその被害地域に関する先行研究、文献、資料のサーベイ、関係者への聞き取り調査に

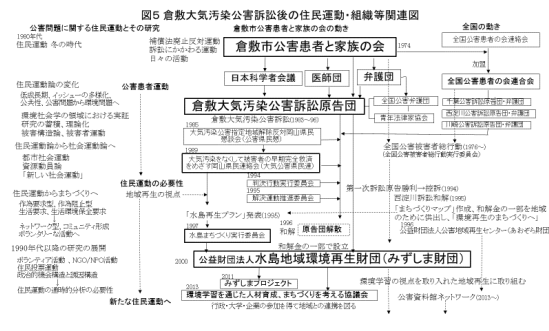
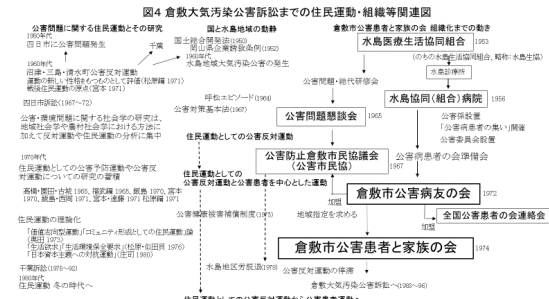
よるデータをもとに、住民運動としての公害反対運動と公害被害者運動の関係性を視野にいれた分析を行う事例研究である。

1960年代の日本の急激な高度経済成長と「全国総合開発計画」による都市化や工業化は、日本の各地で公害問題を引き起こし、住民運動としての公害予防運動や公害反対運動が活発化した。住民運動と公害問題の関係について長谷川は、「住民運動が公害問題によって始まったのであり、公害問題は住民運動の性格を形づくってきた。住民運動にとっていわば現問題である」(長谷川1993:107)。住民運動としての公害反対運動についての研究も蓄積され、住民運動の理論化に一定の進展がみられ、公害反対運動は「戦後住民運動の原点」と位置づけられた。

しかし、住民運動冬の時代と言われた1980年代前後に千葉川鉄訴訟と倉敷大気汚染公害訴訟が提訴された。なぜなら、住民運動としての公害反対運動が停滞し、公害被害者らが訴訟という手段を取らざるを得なかったからである。それでも公害被害者らは住民運動との連動を図ることにより、訴訟に関わる運動を推進してきたという歴史的経緯がある。その過程において住民の理解を得る方法のひとつとして、訴訟において「地域再生」の視点をとり入れたのである。

分析をするにあたり、まず訴訟に関するアクターを整理することを目的として、住民運動・組織等関連図を作成し、地域間比較分析を行った。千葉川鉄公害訴訟と倉敷大気汚染公害訴訟までと訴訟後の組織等連関は以下の図2から図5となる。





4. 研究成果

分析の結果得られた知見は、(1)訴訟の時期と社会背景の相違、(2)公害反対運動および大気汚染公害訴訟における運動主体の相違、(3)和解後の運動の相違、(4)公害反対運動および訴訟の経験と地域再生の運動の相違の4点となる。以下、順に述べていく。

(1) 大気汚染公害訴訟の時期と社会背景の相違

千葉川鉄公害訴訟(1975~1992年)は、四日市公害訴訟(1967~1972年)に続く最初の訴訟であり、公害健康被害補償法改悪後に初めて行われる大気汚染公害についての訴訟となった。また、千葉川鉄公害訴訟は、被告である(株)川崎製鉄だけでなく、その背後に鉄鋼連盟や経団連といった産業界や財界も相手にした訴訟であった。これらのことから、千葉川鉄公害訴訟の動向は、後に続く一連の大気汚染公害訴訟や今後の公害被害者の救済のあり方に重要な影響を与える訴訟であった。そのため、千葉川鉄公害訴訟における運動は、訴訟を支える共闘会議や市民運動連絡会だけでなく、全国からの支援を得ることが可能であった(全国公害患者の会連合会、公害・地球環境問題懇談会、大気汚染公害裁判全国連等)。千葉川鉄公害訴訟は住民による公害反対運動に端を発しているが、その訴訟の意義は全国的な意味を持っていたのである。

それに対して、倉敷大気汚染公害訴訟(1983~1996年)は、四日市、千葉、西淀川、川崎に続く5番目の大気汚染公害訴訟であり、一地方都市における訴訟であったことから、積極的に全国の公害反対運動との連動を図る必要があった。その反面、先行する訴訟での経験を活かした運動を展開することも可

能であった。

(2) 公害反対運動および大気汚染公害訴訟における運動主体の相違

千葉市蘇我地域に発生した公害問題に対する運動の特徴として、住民運動、被害者運動と科学者運動の結合があげられる。住民運動は、1950年代の京葉工業地帯の埋立反対闘争に始まり、1960年代の(株)川崎製鉄の操業による水枯れ抗議運動、川鉄免税延長反対請願運動、1970年代の川鉄千葉工場増設反対運動、川鉄六号高炉増設反対運動、川鉄・東電増設反対運動、公害防止基本条例制定運動として展開された。科学者運動において中心的な役割を果たしたのは、1951年に千葉県立千葉高等学校に赴任した稲葉正教諭である。稲葉共有を中心に大気汚染の自主測定が開始され、住民による測定、千葉高校の生徒により設立された千葉高校公害研究クラブの測定によりデータが蓄積され、公害白書が作成された。大気汚染の自主測定においては、天谷和夫氏が開発した簡易カプセルが使用され、1980年以降住民による簡易測定運動として展開された。そして、蘇我地域の住民、千葉高校の教員・生徒、公害被害者の3者の共通した思いが、(株)川崎製鉄に非をみとめさせることへと結実し、さらに千葉川鉄第六高炉の操業の差止要求、公害被害者の救済を求める千葉川鉄公害訴訟へとつながっていった。

それに対して、倉敷市水島地域における公害反対運動の特徴は、公害被害者を中心とした運動であったことにある。公害被害者運動を支えたのは水島生協、水島協同病院を中心とする倉敷市公害患者と家族の会(以下、倉敷患者会と表記する)であった。また、水島地域の大気汚染公害被害は悲惨かつ大規模な被害が先にあり、その救済を求めての訴訟であったことから、公害被害者自身が運動、訴訟において先頭に立つ必要があった。

さらに、倉敷大気汚染公害訴訟においては訴訟が長期化する過程において、公害患者の孤立化が問題となった。具体的には、企業による地域住民の買収、懐柔、おどし、アカ攻撃といった圧力と、支援仲間の間においても「補償費をもらってトクをしている」等の悪質な風評により訴訟の当事者と支援者たちとの間にもズレが生じ始めた。そのため、公害患者の孤立化を防ぎ、訴訟を早期解決するためには、住民の理解が必要となった。そこで、倉敷患者会は訴訟が水島地域全体の利益にかかわるものであることから、水島地域の再生プランを提唱し、和解金の一部を地域再生のために供出することを和解条項に記載した。

このように、千葉川鉄公害訴訟は公害反対運動としての住民運動に端を発し、科学者運動との連動により展開されたのに対して、倉敷大気汚染公害訴訟は公害被害者を中心とした運動であった。このように運動主体の

違いが、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れるか否かに影響を及ぼしている。

(3) 和解後の運動の相違

千葉川鉄公害訴訟の和解後、原告団は解散し、公害反対運動としての住民運動を継続する団体の組織化はされなかったことから、運動は一時的に停滞した。公害被害者運動としては、千葉市公害病患者友の会が世話人である清水和作氏を中心に機関紙『なかも』を発行し、公害患者同士のつながりを維持する活動を継続してきた。機関紙『なかも』は、2016年12月末時点で361号となっている。しかし、千葉市公害病患者友の会は会員数も少なく、公害被害者運動を積極的に継続する組織とはならなかった。千葉川鉄公害訴訟の和解後は、地域において運動を継続的に推進する組織がなかったことから、公害反対運動としての住民運動も公害患者運動も停滞した。しかし、運動の空白期間はあるものの、2011年の東日本大震災をきっかけとして、千葉あおぞら連絡会が結成され、地域再生・環境再生の運動が起きている。

倉敷大気汚染公害訴訟においても和解後原告団は解散したが、千葉川鉄公害訴訟の和解後の過程と異なるのは、倉敷市公害患者と家族の会（以下、患者会と表記する）が継続して積極的な活動を行っていることである。患者会の活動は、和解後も変わることなく、被害者救済、公害防止、健康回復を活動の柱として、公害被害者総行動への取組、他の地域での公害裁判闘争の支援、全国公害患者の会連合会への参加、組織活動、協力・共同の運動を軸に、その時期の社会情勢に対応した活動を展開してきた。なかでも患者会が特に力をいれてきたのは、公害をなくす運動・被害者の完全救済、健康回復の運動、そしてまちづくり・地域再生の活動である。

まちづくり・地域再生の活動については、訴訟の和解を契機に、1997年1月より公害地域の再生と新しいまちづくりを目指して、患者会、「公害裁判解決推進委員会」、「大気公害県民連」等が集まり、「水島まちづくり実行員会」（以下、実行委員会と表記する）が組織された。実行委員会は研究会を行い、まちづくりの課題への調査・研究や、財団法人設立へむけての検討を行った。そして翌1998年7月に環境事業団地球環境基金からの助成、岡山県、倉敷市の後援を得て、「環境を保全しコンビナートと共生する水島のまちづくり」シンポジウムを開催した。このシンポジウムを準備し、まちづくり運動を具体化するためにまちづくり研究会を立ち上げた。まちづくり研究会は、毎月1回の研究会を行い、地域再生の進め方を検討するとともに、住民要求の調査、八間川の環境改善などを当面の目標に、水島まちづくり財団（仮称）設立の準備にも着手した。そして、1998年9月の患者会総会で、水島まちづくり財団（仮称）の

設立が議題として取り上げられ、同財団の設立目的を、「水島地域の経験を活かして、生活環境の改善や公害病患者らの健康回復を進める活動等、新たな環境文化の創生や街の活性化に資する活動を展開すること」とした。水島まちづくり財団（仮称）設立準備会は、1999年に水島コンビナート地域の環境再生を主題とする、「足元から地球環境を考える第1回地球学校」を開催した。その後、財団設立について、岡山県と折衝を重ね、2000年3月14日、岡山県より許可を得て、財団法人水島地域環境再生財団（通称「みずしま財団」、以下、みずしま財団と表記する）が正式に設立された。

患者会としては、まちづくりと地域再生の事業については、みずしま財団に託すという形をとることとなった。和解以前は、健康被害が認められるニセ患者呼ばわりされるといった差別に直面し、それまでまちづくりに参加することすらできなかった公害被害者が、公害反対運動から訴訟を経て「公害地域の再生」のためのまちづくり運動の中心となってきたことは、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れたことの大きな意義であった。

(4) 公害反対運動および訴訟の経験と地域再生の運動の相違

訴訟において「地域再生」の視点を取り入れる必要がなかった千葉川鉄公害の被害地域においては、運動の空白期間はあるが、再び公害反対運動が起きている。具体的には、2011年に千葉あおぞら連絡会が結成され、おもに千葉民医連、千葉労連、千葉土建、自治労連、全教地場、千葉公害患者友の会と連携して運動を推進している。運動の主な内容は、患者救済活動、大気汚染調査活動、石炭火力発電所等の増設反対運動、学習活動、自治体の交渉、外部団体との交流、原発反対運動である。

千葉あおぞら連絡会の運動の特徴として、新たな大気汚染公害反対運動の取り組んでいることがあげられる。具体的には、原発に関係する反対運動（原発反対、再稼働反対、廃炉要求、指定廃棄物処理分場問題等）やJFEスチール（株）（旧川崎製鉄（株））の工場敷内に石炭火力発電所の建設が計画されていることへの反対運動である。千葉県は福島県に隣接していることから、福島第一原発事故による千葉県下での下水道汚泥問題や指定廃棄物最終処分場設置問題、そして千葉県に避難している18世帯47人が救済を求めた訴訟が提起されている。千葉県内の石炭火力発電所の建設については、千葉市（中国電力、100万kW）、市原市（関西電力、100万kW）、袖ヶ浦市（九州電力、200万kW）の3か所が計画されている。

千葉あおぞら連絡会は、千葉県内に起きている新たな公害問題に対して、反対運動への参加や避難者による訴訟の支援活動、千葉県内で石炭火力発電所の建設が計画されてい

る自治体（千葉市、市原市、袖ヶ浦市）の環境担当課との話し合いの場を持つ等の運動に取り組んでいる。

訴訟において「地域再生」の視点をと入れた倉敷大気汚染公害の被害地域においては、水島地域のまちづくりと地域再生の事業を患者会から託されたみずしま財団が、まちづくりの推進、公害被害に関わる体験や教訓を活かす活動、調査研究の推進、広報・交流活動を主な活動としている。

まちづくりの推進活動については、八間川を対象とした市民参加型の調査が積み重ねられ、2016年の時点で調査は60回になり、水島のまちづくりを考えるうえで貴重な地域資源となっている。公害被害に関わる体験や教訓を活かす活動については、裁判資料の保存・整理が進められ、地域の公害体験を収集する「語り部 活動や記録映画などが作成されている。設立して5年が経過した頃からは、「パートナーシップによる海底ゴミ回収・処理体制の構築事業」など政策提言・組織作りに成果が出始めた。2010年代にはいると、みずしま財団は環境学習の視点を取り入れた地域再生に取り組み始めた。具体的には、「過去の経験を伝え、未来を志向する人材を育てること」を目的としたみずしまプロジェクトの立ち上げ（2011年）「環境最先端都市で環境問題と街並み景観&まちづくりを同時に学びみずしまプロジェクト」（2013年）等、一定の成果をおさめつつある。また、2013年には、環境学習を通じた人材育成、まちづくりを考える協議会を発足させ、行政・大学に加え企業の参加を得て地域との連携を図っている。

患者支援についても、高齢認定者リハビリテーションプログラムを展開し、被害者支援から公害患者のQOL(Quality of Life)、ADL(Activities of Daily Living)の向上という視点での活動を実践している。また地域のイベントや各病院で開催されている呼吸器患者向けの教室等の情報を収集・発信することで、地域全体で呼吸器患者を早期発見し、地域で支えることができるネットワークづくりや、環境再生保全機構におけるCOPD対策推進事業(NPO法人等との協働事業)としてCOPD(慢性閉塞性肺疾患)対策に取り組んでいる。

訴訟において「地域再生」の視点を取り入れた地域では、訴訟の和解金をもとに地域の生活環境改善を目的として財団が設立され、継続的に「地域再生」・まちづくり運動に取り組んでいることから、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れることは、ある一定の意義があるといえるだろう。一方で、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れる必要がなかった地域においても、運動の空白期間はあるが環境運動が再スタートしている。これらのことから、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れることが、地域再生の運動に意義があると結論づけることは早急であ

る。訴訟において「地域再生」の視点を取り入れる必要がなかった千葉川鉄公害訴訟と「地域再生」の視点を取り入れた倉敷大気汚染公害訴訟とその被害地域の比較分析から明らかになったことは、過去に公害反対運動や訴訟に関わる運動をした経験が、運動の空白期間はあるにせよ、今日の公害反対運動、そして「地域再生」への運動につながっていることである。

(5)今後の課題と展望

本研究の目的は、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れたことが、地域にどのような影響を及ぼしてきたのかを明らかにすることであった。住民運動としての公害反対運動と公害被害者運動の関係を視野にいたした比較分析より、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れることは、和解金をもとに運動を継続させる主体を組織化することを可能にしたという点において、ある一定の意義があることが明らかになった。しかし、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れる必要がなかった地域においても、運動が再開されていることから、訴訟において「地域再生」の視点を取り入れたか否かに関係なく、過去に公害被害と公害訴訟を経験したことが、住民運動としての公害反対運動に影響を及ぼすのではないかという仮説を導き出した。

しかし、実際にはいずれの公害被害地域の「地域再生」は実現していない。また、新たな大気汚染公害問題も発生している。なかでも2011年3月11日に発生した東日本大震災により引き起こされた福島原発事故は新たな公害問題である。大気汚染公害の発生と密接に関係のあるエネルギー源は、石炭から石油、そして原子力へと変化し、それはそのまま公害問題の発生源とリンクしている。福島原発事故による公害問題においても、環境の破壊・健康被害等の直接的な被害(第一次被害)に加え、被害者や避難者の社会的孤立等の派生的被害(第二次被害)が発生している。千葉県内だけでなく、全国で石炭をエネルギーとする火力発電所の建設が計画されていることは、地域再生が実現されないまま新たな大気汚染公害が発生する可能性がある。このままでは、私たちは日本における公害経験から学ぶことなく、公害問題の歴史を繰り返すことになる。

1960年代に起きた大気汚染公害と一連の大気汚染公害訴訟の経験、そして住民運動としての公害反対運動と大気汚染公害問題と向き合い続けてきた公害患者運動から学ぶことは多く、その経験は生かされなければならない。経験から学び、学びを教訓として活かす主体は、今の時代の行政、企業、住民を含めた地域社会を構成する人びとであり、公害が発生した空間と時間を隔ててはいるが、私たちにある。

これまで公害問題に関する研究は住民運動や公害反対運動の分析に集中し(飯島

1993 : 220)、公害患者運動が看過されてきた経緯がある。しかし、本研究では公害患者運動は住民運動冬の時代と言われた 1980 年代以降も、訴訟に関連する運動、和解後の運動において住民運動との連携を模索しながら今日に至るまで継続していることを明らかにした。

今後の研究課題は、公害患者運動を軸に、1980 年代前後の住民運動とその研究を対比し、その分断と連続性を明らかにすることを通して、公害患者運動が果たしてきた役割と今日の課題を明らかにすることである。その目的は、私たちが公害患者運動の経験から学び、二度と公害が起こらないように活かし、本当の意味での地域再生を実現させることにある。本当の意味での地域再生とは、「公害による被害の全体を認識し、公害経験を地域の経験として、さらに社会全体の経験として、その意味を確認することにより可能になる」(江頭 2015:88)。我々が公害経験、なかでも被害の当事者である公害患者の経験を読み取り、意味づけをし、現実を構成し、公害経験を可視化し、教訓化して継承していくことが本当の意味での地域再生につながっていく。

<引用文献>

- 江頭説子、2015「大気汚染公害訴訟における『地域再生』の視点の意義と現状 - 倉敷公害訴訟と水島地域を事例として - 」地域社会学年報第 27、77-91.
- 長谷川公一、1993「環境問題と社会運動」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣、101-122.
- 飯島伸子、1993「環境問題の社会学的研究 その軌跡と今後の展望」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣、213-232.
- 宮本憲一、1989[2007]『環境経済学 新版』岩波書店.
- 除本理史、2013「公害反対運動から『環境再生のまちづくり』へ-大阪・西淀川からうまれた現代都市政策の理念 - 」除本理史・林美帆編『西淀川公害の 40 年 - 維持可能な環境都市をめざして - 』ミネルヴァ書房.

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 2 件)

- 江頭説子、倉敷公害患者と家族の会の軌跡と経験、法政大学大原社会問題研究所ワーキングペーパー、査読無、No. 55、2017、pp18 ~ 62
- 江頭説子、大気汚染公害訴訟における「地域再生」の視点の意義と現状-倉敷公害訴訟と水島地域を事例として-、地域社会学会年報、査読有、第 27 集、2015、pp77 ~ 91

[学会発表](計 3 件)

江頭説子、1980 年代以降における住民運動としての公害反対運動の展開 - 倉敷市公害患者と家族の会を事例として -、地域社会学会、2017.5.13、秋田県立大学(秋田県)

江頭説子、地域社会における公害経験の可視化・共有化の現状と課題 - 千葉川鉄公害訴訟と千葉市蘇我地域を事例として -、地域社会学会、2016.5.15、桜美林大学(東京都)

江頭説子、公害訴訟と被害地域の再生の現状と課題-千葉川鉄公害訴訟と倉敷公害訴訟の比較分析から-、日本科学者会議千葉支部、2015.5.7、千葉大学(千葉県)

[図書](計 1 件)

江頭説子 他、お茶の水書房、サステイナブルな地域と経済の構想 - 岡山県倉敷市を中心に -、2016、273 (107-144)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

江頭 説子 (Eto, Setsuko)
杏林大学・男女共同参画推進室・特任講師
研究者番号 : 20757413